及び報告書提出期限はこれを廢止する。 ◇鳥取縣告示第二百六十二號

岩美郡浦富町長に於て行族死亡人を左記の通り取扱つたか ら心當りの向は直接浦富町長宛照會せられたい。

Ξ

鳥取縣知事

氏名、

不詳。約六十歲位女

昭和二十一年六月二十一日

百

金

曜 E

人相特徵 **爬悪く上顎用金義歯、** 体格榮養中等、 下顎金冠鑢齒數ケ脱齒あり。 身長一四六糎、 丸額で左

三、著衣 上下揃ひのモンペイ 所持品 ース付シャツ腰卷、 皮蝦蟇口 現金三圓六十八錢、印鑑(大島) 伊達卷、毛糸編紐、白足袋各一 (茶褐色縦横縞)、白レ

壹

五、死因 溺死

、右昭和二十一年五月十日午前八時岩美郡沛富町大字浦 富字二 夕股三一九一ノ二番地に漂着同地に於て假埋葬し

TE.

に正誤する。昭和二十一年五月鳥取縣告示第二百三十四號を次のやう

様式中「携行品」とあるは「携行人」

示

告

高並びに生糸、繭短繊維製造高及び生糸消費高調査申告書 昭和十九年八月鳥取縣告示第四百五十八號繭及び生糸現在

昭和二十一年六月二十一日

鳥取縣知事

◇鳥取縣告示第二百六十三號

昭和二十一年六月二十一日

鳥取縣公報 失金 曜日 蛟仃(昨八翌日)

第 千 七 百 二 十 一 號

(第三種郵便物認可) 田和四年四月十五日